

令和7年度

千葉県療育センター

自動車運行管理業務委託仕様書

(福祉バス)

この仕様書は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）が、千葉市療育センターにおける業務委託契約を締結するにあたり、その内容を示すものであって、その要領は下記による。

1 目的

千葉市療育センター所有の福祉バス（以下、「管理車両」という。）の運行管理及び管理車両以外の公用車（以下、「公用車」という。）の日常点検等を行い、常に安全確保に努めるとともに利用者の利便に供することを目的とする。

2 実施施設 千葉市療育センター分館はまのわ
場所：千葉市美浜区高浜3-3-1(福祉バス)

3 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 委託内容

- (1) 管理車両の運転に関すること。
- (2) リフト操作及び乗降等に係る介助に関すること。
- (3) 管理車両の法定整備、修理全般及び任意保険の加入に関すること。
- (4) 代務者の管理に関すること。
- (5) 管理車両の管理に関すること。
- (6) 管理車両及び公用車の日常点検及び清掃に関すること。
- (7) 駐車場の車両整理に関すること。
- (8) 公用車の運転に関すること。
- (9) 管理車両の故障、法定整備等による運転不能時における同等の代替車両の手配。
- (10) 管理車両の車両事故処理全般及び代替車両及び代行運転員の手配。
- (11) 受託者が公用車運転中の車両事故における車両事故処理全般。
- (12) 行事等による運休日での運行業務（運行日を振り替える場合有り）。
- (13) 運転日報（様式任意）の提出。
- (14) 点検整備記録（様式任意）の提出。
- (15) 整備管理者選任に関すること（業務内容については以下に定める）。
- (16) 上記業務に付随する事務。

5 運転員及び添乗員（以下、「運転員等」という。）

(1) 千葉県療育センター

福祉バス

心身共に健康な者。大型二種免許を取得しており、その効果が停止されていない者で、且つ大型車両における人員輸送経験の実務経験及び観光バスの運行、障害児(者)の人員輸送の実務経験を共に3年以上有する者1人を運転員とし、1人は添乗員とし、2人で業務を行う。但し運行のない日に限っては1人以上の運転員を待機させること。

土曜日、日曜日に運行がない日については、乙からの申し出により、労務管理上事前に甲の承認の上出勤しないことができる。但し、乙は緊急の場合に対応できる体制を整えておくこと。また、土曜日、日曜日に出勤しない場合については、運転日報の提出を要しない。

(2) 項目

ア 乙は、管理の責任者を選任すること。

イ 常時業務を行う運転員等が、やむを得ない理由等により業務遂行が困難な場合の代務者を選任し、届け出ることとする。

ウ 運転員等は、予防接種など感染予防の必要措置を講じること。

エ 乙は、業務従事者名簿（氏名、生年月日、住所、所持免許、従事業務を記載し、顔写真を貼付したもの。採用、退職等で従事者の異動があるときも同様とする。代務者も含む。）及び業務従事上法令の定めにより必要である免許の写しを提出すること。

オ 乙は、自動車運行管理業務の遂行上これに関連して知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。また、運転員等に予め秘密漏洩の防止について十分に教育するものとする。

カ 運行にあたっては、道路交通法等の法令を遵守し、実施施設担当者の指示に従い、安全且つ快適な運転に努めるものとする。

キ 管理車両に故障又は事故が発生したときは、道路交通法第72条に基づく適切な措置を講じた後、速やかに整備管理者に連絡し、その指示を仰ぐものとする。また、これにより運行に支障が生じる場合は、実施施設担当者へ連絡するものとする。

ク 運転員等は、運行の途中で一時駐車するときは、管理車両から離れてはならない。但し、やむを得ない理由で離れる場合には、盗難及び損傷防止のための措置を講じなければならない。

ケ 管理車両が亡失又は損傷を受けた場合は、直ちに最寄りの警察署又は交番に

届け出る他、臨機の処置を執り、速やかに実施施設担当者に報告するとともに整備責任者から指示を受けなければならない。

コ 運行中、利用児（者）等に感染症が疑われる症状及びてんかん発作等が発生したときは、安全な場所に停車し、速やかに実施施設担当者に報告し、指示を受けなければならない。

サ 運転員等は、運転日報を定時後にその時間帯の運転員等ごとに実施施設担当者に提出する。但し、土日曜日に出勤した福祉バスの運転員等は、療育センターが委託する設備管理業者の受付に提出する。

6 運転員等の禁止事項

運転員等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 車内持込禁止物品を利用者の現存する車内に持ち込むこと。
- (2) 酒気を帯びて乗務すること。
- (3) 車両内で喫煙をすること。
- (4) 運行時刻前に発車すること（利用団体が希望する場合を除く）。
- (5) 乗務中、サービスを遂行するために必要な事項以外について会話すること。
- (6) 利用児（者）又は公衆に対して不愉快な思いを与えること。
- (7) 乗降口の扉を開けたまま発車し又は走行すること。
- (8) 完全に停車する前に乗降口の扉を開くこと。
- (9) 許可又は特別の理由なく職務もしくは職場を離れること。

7 接客の心得

運転員等は、次に掲げる事項に留意し、利用児（者）に接するよう努めなければならない。

- (1) サービス中は定められた衣服を着用すること。
- (2) 利用児（者）に対しては、公平且つ懇切な対応をすること。
- (3) 安全を旨とし、利用児（者）の身体生命の保護を図ること。
- (4) 利用児（者）に対しては、常にサービスの精神を持って接すること。
- (5) 正しい姿勢を保ち、柔らかい態度で接すること。
- (6) 言語は、内容、音声共に明瞭であること。
- (7) 質問に対する応答は、親切丁寧且つ明快に答えること。
- (8) 運行時刻は正確を期し、利用児（者）の秩序を維持すること。
- (9) 公序良俗に従い、利用児（者）相互の秩序を維持すること
- (10) 不当行為の禁止

8 運行日及び業務時間

	運行日	業務時間
福祉バス	<ul style="list-style-type: none">・日曜日及び火曜日から土曜日（宿泊運行年最大28回含む。7月、8月は最大月4回、それ以外の月は、最大月2回）但し、国民の祝日に関する法律に定める休日（月曜日が祝日の場合は火曜日）及び12月29日から1月3日までを除く。・その他運行計画による。	運転員及び添乗員 午前8時30分から 午後5時30分まで

9 時間外業務

運行日以外の業務及び業務時間を超えた業務は時間外とし、委託料は別途支払うものとする。また、年間走行距離を超えた距離についても同様とする。なお、時間外業務に関して乙は甲に事前に承認を得ること。

※時間外運行管理に関する単価は別紙のとおりとする。

10 福祉バスの運行の取扱について

福祉バスの運行に係る費用について、以下のとおりとする。

- (1) 福祉バスの運行に係る有料道路等の通行料金、有料駐車場の使用料、運転員の宿泊場所の手配及び費用負担（夕食・朝食代を除く）は、利用団体とする。キャンセルによる宿泊費用のキャンセル代についても同じ。
- (2) 運転員の宿泊場所の手配については利用団体が行う。基本的な調整については利用団体と甲で行うが、利用団体の宿泊場所と運転員の宿泊場所が同一でない場合など、細かい調整が必要な場合は、利用団体と乙とで調整をしてもらう場合がある。
- (3) 利用団体は次の要件に基づいて宿泊場所を手配する。
 - ①原則として利用団体と同じ宿を確保すること。宿泊場所が異なる場合でも、宿泊費用は利用団体が直接精算すること。
 - ②運転員の安眠のため、2室分の個室を用意すること。
 - ③運転員の宿泊場所が利用団体と異なる場合、そこまでの移動の費用を負担すること。また、宿泊場所と福祉バスの駐車場に距離がある場合、そこまでの移動費用を負担すること。
 - ④近場での宿泊において、移動距離や移動時間、宿の状況や翌日のスケジュールを鑑みて、宿泊せずに療育センターに福祉バスを戻すことを利用団体が希望し、甲が承認する場合は、往復の有料道路代を負担すること。

- (4) 運転員の宿泊に係る夕食・朝食代については、乙が利用団体と調整し、その費用は乙が一時立て替え、甲に請求することとする。単価については別紙のとおりとする。

1.1 運行の起点、年間走行距離等

(1) 運行の起点

千葉県療育センター分館はまのわ
千葉県美浜区高浜 3-3-1 (福祉バス)

(2) 運行の範囲

- ・福祉バス 日帰運行 利用団体の指定する乗車場所を出発場所とし、午前 9 時 30 分から午後 4 時 00 分の間で走行できる範囲とする。
- 宿泊運行 利用団体の指定する乗車場所を出発場所とし、午前 9 時 30 分から翌日午後 4 時 00 分の間で走行できる範囲とする。

(3) 運行経路及び時刻

- ・福祉バス 運行計画による。

(4) 年間走行距離

施設名	車両	台数	年間走行距離
千葉県療育センター	福祉バス	1 台	26,000 km

1.2 整備管理者の業務について

乙は、正社員の中から実施施設ごとに整備管理者を指名する。整備管理者が行う業務は、甲の定める整備責任者の指示に基づき、次のとおりとする。また、甲は整備管理者に対し、道路運送車両法第 50 条第 2 項の規定により、業務を行うために必要な権限を与えるものとする。

- (1) 日常点検（道路運送車両法第 47 条の 2）の実施方法を定めること。
- (2) 日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定すること。
- (3) 定期点検を実施すること。
- (4) 日常点検または定期点検整備の他、随時必要な点検を実施すること。
- (5) 点検の結果、必要な整備を実施すること。
- (6) 定期点検整備の実施計画を定め実施すること。

- (7) 点検整備記録簿その他点検整備に関する記録簿を管理すること。
- (8) 自動車車庫を管理すること。
- (9) 前各号に掲げる事項を処理するため、運転者、整備要員その他の者を指導し、または監督すること。
- (10) 整備管理規程を道路運送車両法施行規則第32条第2項の規程として定め、これに基づき、その業務を遂行すること。

1.3 管理車両における委託経費区分

受託者が負担する経費は以下のとおりとする。

区分	受託者	委託者	備考
運転員等及び代務者の人件費	●		
継続車検費用	●		重量税、自賠責保険は除く デフオイル含む
法定点検整備経費	●		3ヶ月点検等
日常点検整備費用	●		
事故に伴う補償・修理費用	●		天変地異による事故の場合を除く
故障に伴う修理費用		●	天変地異による事故の場合を含む
事故、故障及び整備時等の代替車両費用	●		故障及び整備に限り、代替期間は1案件毎に1週間を限度とする
任意保険料	●		車両時価相当額 対人賠償無制限 対物賠償無制限 搭乗者傷害1,000万円/人 保険証の写しを提出すること
管理車両の燃料代	●		
アルコールチェックに係る経費	●		
リフト点検費用	●		年1回
携帯電話機1台及び通信費	●		
有料道路使用料及び駐車場代		●	利用団体
グリス（足回り等）	●		必要に応じ交換・補充
エンジンオイル	●		4,000km毎に1回

オイルフィルター	●		8, 000km毎に1回
油脂類の点検・補充・交換	●		必要に応じ補充・交換
ワイパーブレード	●		必要に応じ交換
バッテリー	●		必要に応じ交換
ウォッシャー液	●		必要に応じ補充
洗車用ブラシ、洗剤、ワックス等	●		必要に応じ補充
車外灯・車内灯全種	●		切れたら交換
不凍液	●		必要に応じ補充
雪上走行用チェーン	●		必要に応じ交換
E T C用レシート用紙	●		必要に応じ補充
タコグラフチャート紙	●		必要に応じ補充
下痢止め、車酔い止め、消毒液、絆創膏等（救急箱及び医薬品）	●		必要に応じ補充
タイヤ	更新 (タイヤの購入)	●	夏用タイヤのスリップサイン、冬用タイヤのプラットホームの露出を目処に交換又はタイヤの著しい劣化(修理不可能なパンク等)時
	交換 車体とホイール(タイヤ取付済)の脱着	●	夏用タイヤと冬用タイヤのシーズン入替時又はタイヤの更新時
	業 等 ホイールへのタイヤ組替(取付)作業	●	タイヤの更新時
	タイヤ等の管理	●	
	不要タイヤの廃棄	●	
シートカバークリーニング		●	必要に応じ
その他定期点検及び車検の際に発生した消耗品・摩耗品	●		必要に応じ補充
上記業務執行に係る事務経費	●		必要に応じ

14 その他

- (1) 管理車両の運行がない場合は、甲の指示において業務を行うこと。
- (2) 乙は、管理車両または運転員等の業務遂行が困難な場合には、運行業務に支障をきたさないよう代替車両及び代務者により対応することとする。

- (3) 管理車両を利用する者は、障害をもつ者であることを十分に承知し、その安全の確保に万全の注意と措置を講ずるものとする。
- (4) 甲および乙は、円滑な運行を行うために定期的に会議の場を設けるものとし、その時期は甲乙協議により決定する。
- (5) 運転員等に著しく不相当と認められる者がある場合、甲はその交代を求めることが出来るものとする。
- (6) 運転員（福祉バスは添乗員含む）は、運行日の朝に必ずアルコールチェッカーでアルコールチェックを行い、基準値以下の者のみが業務を行うこととし、基準値を超える者があったときは、甲はその交代を求めることが出来るものとする。また、アルコールチェックの結果は運転員が乙に報告を行い、甲が乙に対し、その結果の提示を求めたときは、乙はこれを拒むことが出来ない。
- (7) 委託料は、年12回払いとする。また、時間外運行が発生した場合は、発生月で集計し支払うものとする。福祉バスの宿泊運行に係る食事代も同様とする。なお、受託者の指定口座への振込手数料は、受託者の負担とする。
- (8) 福祉バスについては、オリンピック・パラリンピック開催を経て、千葉市の障害者スポーツ団体等の送迎業務の増加が予想され、運行スケジュールも早朝、深夜、あるいは運休日での実施も想定される。乙は、その対応として、福祉バスのさらなる日常点検の徹底及び運転員等の確保について、積極的に協力できる体制を整えるよう努めることとする。
- (9) 継続車検を行う際は甲乙で日程を協議する。
- (10) その他委託業務に関し、ここに示されていない事項については、甲乙協議の上、乙は甲の指示に従うこととする。
- (11) 上記の項目の他に発生した費用については、甲乙で協議し決定する。

15 車両一覧

(1) 管理車両

千葉市療育センター					
区分	登録番号	年式	排気量	燃料種類	備考
福祉バス	千葉 200 は 307	12	21,200cc	軽油	特大バス

車名・型式	三菱 KL-MS 8 6 MP 改
初年度登録日	平成 15 年 12 月
乗車定員	45 人 (利用者 43 人) ・車いす固定 2 台

	・フルフラット可能席 2 席 ただし使用した場合の乗車定員は 41 人
サイズ	長さ 1199cm 幅 249cm 高さ 354 cm

(2) 公用車

千葉市療育センター		
区分	登録番号	備考
普通車	千葉 8 0 0 さ 7 4 6 9	ハイエース
普通車	千葉 4 0 0 と 3 4 9 3	タウンエース
普通貨物車	千葉 1 0 0 せ 4 2 1 2	2トトラック
軽自動車	千葉 5 0 ほ 5 0 1 8	タウンボックス
軽自動車	千葉 5 8 1 む 9 1 6 7	ミライース (ホワイト)
軽自動車	千葉 5 8 1 む 9 1 6 9	ミライース (ブルー)
軽自動車	千葉 5 8 1 ふ 5 8 6 9	ミライース (ブルー)
軽自動車	千葉 4 8 0 て 6 3 9 3	NV 1 0 0 クリッパー
軽自動車	千葉 5 8 1 め 3 9 3 8	ミライース(シルバー)
軽自動車	千葉 5 8 1 め 3 9 3 9	ミライース(シルバー)
軽自動車	千葉 5 8 1 め 3 9 4 0	ミライース(シルバー)

※車両については、年度内で更新する場合があります。

別紙 時間外運行等単価表

区 分	項 目	単 位	金 額
管理日外管理 福祉バス	4時間以内	1人1日あたり	8,000円
	4時間超8時間以内	1人1日あたり	16,000円
	8時間超	1人30分あたり	1,000円
管理日外管理 福祉バス 添乗員	4時間以内	1人1日あたり	6,000円
	4時間超8時間以内	1人1日あたり	12,000円
	8時間超	1人30分あたり	750円
時間外管理 運転員	時間外管理請負料	1人30分あたり	1,000円
	深夜時間外管理請負料	1人30分あたり	1,200円
その他	超過走行請負料	1kmあたり	50円
	夕食・朝食代 (宿泊運行時に限る)	1泊1人あたり	一律3,000円